

事務連絡  
令和2年10月7日

各都道府県介護保険担当課 御中

厚生労働省老健局  
認知症施策・地域介護推進課

台風14号の接近に伴う令和2年度（第23回）介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る留意点について（依頼）

平素より、介護保険行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、標記試験につきましては、令和2年10月11日（日）に実施する旨お示ししているところですが、10月7日（水）の気象庁予報部発表によれば、10月10日（土）から11日（日）にかけて、台風14号による影響が予報されております【別紙参照：台風経路図（気象庁HP）】。また、本年は新型コロナウイルス感染症への徹底した対応も求められるところです。

つきましては、当日の試験実施について、各都道府県におかれましては、以下の点にご留意いただき、試験の実施に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

また、今後台風の進行速度次第ではこの予報も変わる可能性がございますので、適時適切な判断に努めていただきますようお願いいたします。

なお、台風による影響を鑑み、各都道府県の判断において、試験を中止される場合は、再試験の実施についてご検討いただくことになろうかと思いますが、仮に、（公財）社会福祉振興・試験センターにおいて作成される試験問題を利用し再試験の実施を希望された場合、その作成については相当な準備期間が必要であること、また、別途費用が発生するものであることを十分考慮し、ご判断くださいますようお願いいたします。

#### 【留意点】

- 受験者の身の安全を確保するために、必要な注意喚起を行いつつ、受験者の試験受験に支障が来すことがないように、十分な配慮や安全策を図ること。

○ 受験者に対する台風接近に伴う公共交通機関の状況について、事前や当日にHP等による情報提供、周知を行うこと。

(対応例)

- ・ 気象状況・交通事故等により多数の受験者が定刻に出席できないときは、その状況、回復の見通し等を確認の上、試験総本部において判断
- ・ 会場の安全確保（床下浸水や突風に対する窓ガラスへの防護対応） 等

○ 上記の対応を講じる際、受験者の不正が発覚した場合は、受験の無効や合格の取消しがあり得ることを事前に周知する等、適切な対応を図ること。

○ また、先日令和2年9月11日（金）にお知らせしました「新型コロナウイルス感染症に対する令和2年度（第23回）介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る留意点について（依頼）」の記載内容についても併せてご留意くださいますようお願いいたします。

担当者連絡先

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課人材研修係

熊野、原

TEL 03-5253-1111（内線 3936・3978）

FAX 03-3503-7894

Mail [shinkou-jinzai@mhlw.go.jp](mailto:shinkou-jinzai@mhlw.go.jp)

(別紙)

・ 台風経路図（令和2年10月7日18時時点）

出典：気象庁 HP (<http://www.jma.go.jp/jp/typh/index.html>)

